

令和7年死亡災害発生概要（令和7年5月31日現在）												
件数	広報用 署整理番号 署 名 番号		災害発生		業 種		年齢	職種	事故の型	起因物		発生状況概要
			月	時間	大分類	小分類				大分類	小分類	
1	尼崎	1	1月	6時台	運輸交通業	その他の道路貨物運送業	60歳代	貨物自動車運転者	交通事故（道路）	物上げ装置、運搬機械	トラック	被災者が配送を終え、帰社するためにトラックで高速道路を走行していたところ、停車中のトレーラーに衝突したものの。
2	神戸西	1	2月	7時台	接客娯楽業	ゴルフ場	50歳代	作業者・技能者	飛来、落下	その他の装置等	その他の用具	ゴルフコースのグリーン横の法面において、被災者が伐倒した伐倒木の玉切り作業中、玉切材が法面から滑り落ちないように付近の切り株と玉切材をナイロンスリングで掛けて固定していたが、ナイロンスリングが切り株側から外れ、玉切材が法面を滑り落ち始めた。被災者は、玉切材の下で支えて静止を試みたが支えきれず、法尻までずり落ち、さらに法尻のU字溝に足を取られて転倒し、被災者の体の上を玉切材が通過し被災したものの。
3	姫路	1	2月	16時台	製造業	その他の金属製品製造業	60歳代	金属工作機械工	はさまれ、巻き込まれ	動力機械	ボール盤、フライス盤	被災者が、工作物のボルト穴をあけるため、工作物をラジアルボール盤の台に治具等で固定し、当該ボール盤でねじ切り作業を行っていたところ、被災者が着用していた防寒着の左肩部分が、当該ボール盤の回転軸に取り付けられたドリル固定金具のネジ頭部に引っ掛かり、回転軸に巻き込まれて死亡したものの。
4	伊丹	1	1月	16時台	製造業	その他の金属製品製造業	80歳代	作業者・技能者	墜落、転落	その他の装置等	脚立	被災者が、定盤の上に置いている製品の上部（定盤からの高さ：約1．6 m）の溶接箇所を確認するため、定盤の上に脚立を置いて、脚立の1段目（定盤からの高さ：25．5 c m）に上がっていたところ、後方へ墜落し、後頭部を鉄製の定盤に打ち付けたものの。
5	但馬	1	3月	9時台	建設業	その他の土木工事業	50歳代	作業者・技能者	墜落、転落	その他の装置等	はしご	汚水貯留槽内で検査業務を行うため、被災者が当該槽内に設置している仮設足場の作業床上へつながるはしごを降りていたところ、はしごの最下段と作業床の間でバランスを崩して作業床上で転倒し、作業床端部の開口部から約2．5メートル下のコンクリートの床面へ墜落したものの。
6	加古川	1	4月	9時台	金融・広告業	その他の広告・あっせん業	70歳代	作業者・技能者	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物等	階段、栈橋	被災者は、チラシを住居等に投函するポスティング業務のため集合住宅の2階へ続く階段を上っていたところ、手すりのない部分（高さ約1．7 m）から墜落し、死亡したものの。
7	姫路	2	5月	14時台	建設業	機械器具設置工事業	40歳代	設備機械工	崩壊、倒壊	荷	機械装置	被災者を含め3人で、制御盤（2200mm×2000mm×600mm、約640 k g）の搬入作業を行っていた。制御盤の位置を調整するため、ジャッキで上げた制御盤を台車に乗せようと、2名の作業者がジャッキを下ろした際に制御盤が倒れ始め、制御盤を支えていた被災者に激突した。被災者は、制御盤に胸から下を挟まれたものの。